

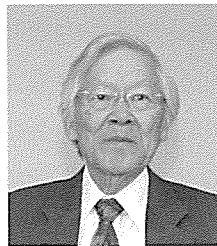
## 尾張西支部

## 研修会開催

- ・日 時：11月15日（金）午後1時50分
- ・場 所：名古屋商工会議所ビル5階D会議室
- ・参加者：38名

研修会は富田昭夫支部長の開会の挨拶後、“廃棄物処理の展望と働き方改革”をテーマに、第1部「産業廃棄物処理の課題と展望」と題して、岡山大学名誉教授、産業廃棄物処理業経営塾・塾長、(株)廃棄物工学研究所・代表 田中 勝氏を講師としてお招きしました。

現在、地球の温暖化、資源の浪費、生態系の破壊により、持続可能な社会形成が望まれている。その為には、①低炭素社会－化石資源をできるだけ使わない、バイオマスや未利用エネルギー（廃棄物）を燃料にする、機械よりも人の力を活用②循環型社会－3Rの推進と中間処理を行い埋め立て量を削減、廃棄物の適正処理を徹底し環境の負荷を抑制、“もっともっと”から“ほどほど”で満足する社会へ③自然共生社会－不法投棄の撲滅、適正処理の遵守、不法投棄や不適正処理の監視・早期発見、早期修復、などの総合的な取り組みを行わなくてはならない。大量生産、大量消費、大量廃棄の社会からゼロ・ウェイスト社会を目指す為にも、廃棄物の抑制、再使用、再生利用（3R）を促進する。ライフサイクル・アプローチとして、生産者から、流通業者、消費者など川上のセクターと連携して、問題の解決に当たることが大切である。PPP（Public Private Partnership）から拡大生産者責任 EPR（Extended Producer Responsibility）へ、生産者が製品の生産・販売だけでなく、廃棄・リサイクルまでの責任を負うという考え方に基づく、廃棄物処理の今後の展望として、求められる廃棄物処理のサービスとして、安定提供（焼却等の無害化、サーマルリサイクル、減容化のための中間処理施設



研修をする田中代表

や処分場の整備、安全な稼働体制への責務）と、処理コストの最大限の抑制（熱や電力を売却し収益を上げ経済負担を削減する。）の二例を紹介。最後に、リサイクルという名のもとに、資源を浪費したり、環境汚染をした例があるため、NIMBY（迷惑施設）からPIMBY（喜ばれる施設）へと、Pride（誇り）Dream（夢）Mission（使命）を大切にしてください、と締めました。

第2部は「働き方改革関連法」と題して、名屋社労士事務所代表 名屋浩志氏を講師としてお招きしました。

2019年4月施行された、残業時間の上限規制（罰則付き）では、残業上限は原則「月45時間かつ年間360時間」とし、繁忙期など特別な事情のある場合の延長時間も「年6回まで、上限は年間720時間」とされ、単月でも休日労働時間を含め100時間未満かつ2～6時間平均で80時間以内とされました。違反時には罰則が適用されます。「中小企業」は2020年4月に施行、「自動車運転・建設・医師等」は2024年4月施行、「新技術・新商品等の研究開発業務は適用除外」となりました。他には、年次有給休暇（年5回）を事業主が時期指定付与、高度プロフェッショナル制度創設、フレックスタイム制の見直し、労働時間の状況の把握の義務化、産業医等の機能強化、勤務間インターバル制度の導入（努力義務）他について話がありました。質疑応答後研修会は終了しました。



研修をする名屋代表

